EHS&S テクニカル基準

465.TEC.02 フリート安全行動規範 (FSCC)

1.0 目的

フリート安全行動規範の目的は、従業員が安全運転行動をサポートするための明確な目標を持つことを確実にするために、適用範囲内のドライバー／ライダー（本文書の6.1付録1に定義する）に対する方針、規則、及び活動を説明する。

2.0 適用範囲

本テクニカル基準の全範囲については、6.1 付録1（運転者に対する車両安全基準の適用および車両カテゴリー）を参照。

3.0 レファレンス

3.1 EHS&S基準

465.車両安全

3.2 その他のJ&J資料

465.TEC.01 フリート安全上の事故および負傷報告要件

465.TEC.03 Powered Two Wheeled Vehicles

465.TEC.04 Preferred External Ground Transportation Service Suppliers

3.3 外部／第三者基準の書類

N/A

4.0 定義

明確に定められた定義はすべて、青字、大文字、太字、および斜体のフォントを使用している。

EHS&S基準に記載されている用語の定義は、EHS&S用語集に記載されている。

5.0 要件

5.1 自動車の運転

5.1.1 運転者は居住地の管轄の監督機関が発行している現在有効な運転免許証を所持しなければならない。免許が停止または取り消された場合は、上司に24時間以内に通知しならない。

5.1.2 国や地方自治体のすべての交通規制に加え、J&Jの規則を遵守しなければならず、J&Jの規則は（速度制限、血中アルコール濃度、シートベルトの使用、ヘルメットの使用、ハンドヘルドまたはハンズフリーの電話／電子機器の使用、注意散漫、夜間視認性を管理する法律などの）現地の規制よりも厳しい場合もある。

5.1.3 業務目的で使用されるライドシェア、レンタカー、又はその他の公共交通機関を含むすべての車両において、車両運転中は必ず3点固定式シートベルトを着用するか、他の適切な固定具（例えば、ベビー／チャイルドシート）を使用する。

5.1.4 電動二輪車（POTW）を運転する場合、ライダーは必要な個人用保護具を着用しなければならない。465.TEC.03 Powered Two Wheeled Vehiclesを参照。

5.1.5 運転者はアルコールおよび／または自動車の安全運転能力を損なう可能性のある薬物の影響下にある間は、たとえその薬物が合法的／医学的に処方されたものであっても、会社の業務で運転／同乗、会社の車両を（業務上または個人的な時間に）運転／同乗してはならない。眠気や疲労を感じながら運転しないこと。使用している可能性のある薬の副作用については、必ず読んで確認してください。運転に危険がある場合は、運転しない。運転への適応やサポートについては、グローバル・ヘルス・サービス（http://localghs.jnj.com）に問い合わせる。

5.1.5.1 飲酒または麻薬を使用後その影響がある間に運転し、当局に止められた場合は、法律で義務付けられている血中アルコール濃度検査に従うこと。

5.1.5.2 <u>いずれの車両の運転中でも、</u>飲酒または麻薬を使用後その影響がある間に運転（酒気帯び運転）または運転能力を欠く状態での運転（酒酔い運転）により逮捕、起訴、検挙された場合は、いずれかの事象の早い方から24時間以内に、上司とSAFE FLEETチームメンバーにその情報を報告する。この場合、社有車または私有車の業務上の運転を直ちに停止しなければならない。

5.1.5.3 現地の要件で必要とされる場合、または雇用に必要な場合、薬物またはアルコールの検査の要請に常に協力する。

5.1.6 急停車したり、回転・衝撃が起きた場合に、固定されていない物品（例：機器、サンプル、パンフレット、道具、携帯電話、ノートパソコン、その他の電子機器）が車内で飛来し、乗員が重傷を追わないよう、社内の物品を固定する。

5.1.6.1 積荷を運ぶ車両に安全のための仕切りや網が装備されていない場合、（積荷に対し十分な強度のものを）用意するよう上司に依頼する。車両積載容量及び現地の要件に従って選択する。

5.1.6.2 ペットの輸送が許可されている場合、ペットを輸送する時は現地の要件に従ってキャリアに入れる。

5.1.7 これらの行為は、社有車、業務で使用するリース車または私有車の運転において厳しく禁止されている。

5.1.7.1 乗客や物を運搬し報酬を受け取る

5.1.7.2 火器、弾薬、武器を運搬する

5.1.7.3 危険物または生物学的危険物／サンプルを運搬する（ただし、DGTC-Support@its.jnj.comを通じて業務目的での輸送が事前に許可されている場合を除く）

5.1.7.4 ヒッチハイカーを乗せる

5.1.7.5 別の車両を押したりけん引したりする

5.1.7.6 加熱式／電子たばこを喫煙する

5.1.7.7 レーダー探知機を使用する（現地の法律で認められている場合を含む）

5.1.7.8 未承認の機器などを装着する（チップのチューニング、インターロック装置、静電ステッカーなど）

5.1.8 運転者と乗客の安全を最大限守るよう設計された安全装備は、絶対に無効にしない（例：車線逸脱警報、バックアップビーパー／センサー）。運転者が社内の安全装備を無効にした場合は解雇を含む懲戒処分となる場合もある。

5.2 携帯電話及びその他の電子機器の使用

5.2.1 運転者は、車両運転中はどのような場合もハンドヘルドまたはハンズフリーの電子機器 を使用してはならない。

5.2.2 Apple/Android CarPlayのようなあらかじめプログラムされたナビゲーションアプリケーションは、5.2.10 のルールに従えば使用することができる。

5.2.3 現地の規制で認められている場合、車両事故にあった運転者の携帯電話記録を要求することがある。

5.2.4 オンライン会議の主催者である場合は、すべての通話を開始した後、役割に関係なく運転中に携帯電話またはハンズフリー携帯電話から通話してはならないことをグループに伝える。

5.2.5 車両が完全に停止し、安全な場所に適切に駐車されていない限り、機器を使用して着信を受けたり、電話会議に参加したり、電話をかけたりしない。路肩は安全な場所とはみなされないため、駐車場に停車することがより安全な選択肢となる。電話会議中に運転中の社員がいる可能性が発覚した場合には、電話を切り、安全に駐車してから掛け直すよう依頼する。運転中に電話会議またはそ

の他の電話に出るよう上司が要請している場合は、オフィス＆ロードセーフティのグローバル・ディレクターに連絡する。

5.2.6 車両の安全な運転を重視し、運転中に注意散漫となりうるあらゆることを最小限に抑えるため、あらゆる予防措置を講じる。

5.2.7 車両の運転中のイヤホンやヘッドホンの使用を固く禁ずる。

5.2.8 会社資産（コンピューター、サンプル等）は、盗難を避けるため、見えない場所に安全に保管する。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、会社支給の車両に起因する私物の破損や盗難については責任を負わない。

5.2.9 グローバル・ポジショニング・システム（GPS）を使用する際は、以下の規則及び現地の法律に従う。

5.2.9.1 使用前に、機器に付属の安全性と製品に関する取扱説明書をよく読むこと。

5.2.9.2 GPSユニットをハンズフリーの音声モードで、（ダッシュボード表示のように）「一目」で確認でき視界を遮らない場所に、しっかりと固定する。

5.2.9.3 出発前に目的地を入力する。運転中には絶対に、目的地を入力したり、設定を変更しない。運転中のデータ入力を制限するGPS安全機能があれば、有効にしておく。

5.2.9.4 運転中に音声コマンドを使用して目的地を変更しない。

5.2.9.5 GPSを調整する場合には、安全に駐車してから行う。

5.2.9.6 フロントガラスに低品質の吸盤などで取り付けると、不意に落下して注意散漫となりうるため、使用しない。

5.2.10 Apple CarPlay／Android Autoアプリナビゲーションを使用する際は、以下のルールに従う。

5.2.10.1 運転前にルートを設定する。

5.2.10.2 ナビゲーションを開始し、携帯電話は横に固定する。

5.2.10.3 スマートフォンをハンズフリーの音声モードで安全な場所にしっかりと固定する。インフォテインメント画面では地図のみを閲覧する。

5.2.10.4 インフォテインメントシステムを使用し、運転中に携帯電話の他のアプリや音声コマンドは使用しない。

5.2.10.5 運転中は、決して目的地を入力したり変更したりしない。ナビゲーシ

ョンアプリケーションを調整する場合には、安全に駐車してから行う。

5.3 運転研修と指導

5.3.1 新入社員オリエンテーションに参加及び文書化し、EHS&S 465.車両安全、本安全行動規範、およびその他の現地要件を確認する。

5.3.2 クラスに空きがあれば、採用から90日以内に、それ以降は3年ごとに、運転実習を受ける。現地のSAFE FLEETチームの担当者または上司とこの研修のスケジュールを決定する。

5.3.3 海外赴任者の場合、新しい環境でより大きなリスクを負うことになるため、赴任後30日以内（推奨）に、運転実習または同様の研修を受ける。

5.3.4 SAFE FLEETが定める、及び／または現地のJ&Jの系列会社が規定し、要求するフリート安全研修に参加する。

5.3.5 国内またはフランチャイズ内で利用可能な場合は、SUMMIT、車両内モニタリング／テレマティクスによるコーチングプログラム、ドライバー・リスク・マネジメント・プログラムなど、その他の形態のフリート安全研修に参加する。

5.3.6 少なくとも年に1回、ラインマネージャーとコメンタリードライブを実施し記録する。

5.3.7 事故後に上司とコーチングセッションを行い、原因要因を分析・特定し、フォローアップのトレーニングや行動について合意する。

5.4 行程と疲労管理

5.4.1 疲労感が安全な車両運転に悪影響を及ぼす恐れがある場合に、運転してはならない。時差のある海外に移動する場合は、空港に車を駐車しておくよりも、安全な移動方法の利用を上司に承認してもらう。時差ぼけで運転して帰宅する事は安全ではないので避けなければならない。

5.4.2 運転者は精神的、肉体的に可能な場合にのみ運転すること。運転者は疲労やストレスのある時は運転しないこと。

5.4.3 ルート計画と危険箇所の特定

自問してください:

5.4.3.1 この運転は必要ですか？利用可能な代替交通手段（公共交通機関など）はありませんか？

5.4.3.2 夜明け前や夕暮れ後に運転することが業務上必要ですか？

5.4.3.3 到着予定時刻は？目的地までの往復の所要時間は？

5.4.3.4 予定している休憩／ストレッチ時間はいつ？どこで？ 90～120分の運転ごとにストレッチ休憩を取る。

5.4.3.5 ホテルに関するガイダンス：宿泊は必要ですか？

5.4.3.6 地方に向かう場合は、給油／EV充電の場所、食料／リフレッシュメントの場所を熟知しておくこと。

5.4.3.7 道路状況や道路閉鎖、危険な交差点、速度制限、天候の変化など起こりうる状況的な危険に対する計画を立てる。

5.4.4 車両の設備や工具が正常に機能していることを確認する。

5.5 新規採用者および認定運転者の適格性

5.5.1 運転者から許可証を入手し、自動車運転記録を審査する（現地規制で認められている場合）。過去3年間にこれらの重大運転イベントの証拠がある申請者は、ジョンソン・エンド・ジョンソンへの雇用に適格ではない：

5.5.1.1 アルコール／薬物関連の運転違反（DUI、DWI、検査への提出拒否を含む）。

5.5.1.2 運転免許証の停止または取り消し。

5.5.1.3 違反が発生した地域の法律が定めるように、衝突 またはひき逃げの現場を離れたこと。

5.5.1.4 現地の法律が定めるように、死者が出た衝突事故で過失があるとみなされること。

5.5.1.5 過去3年以内に3回以上の違反または衝突事故の組み合わせ、あるいは 過去6ヵ月以内に2回以上の違反または衝突事故の組み合わせ。適格性評価は、実際の違反の日付と有罪判決が下された日付に基づいて行われる。

5.5.2 現地の法律によりアクセスが制限されている場合は、現地のHRおよびグローバルSAFE FLEETリーダーシップチームとともに代替スクリーニング基準をレビューする。

5.5.3 会社業務での運転に関連するすべての要件を候補者に伝える。これには、採用後の継続的な運転者記録審査などが含まれるが、これに限定されない（現地規制で認められている場合）。

5.5.4 候補者、新規採用者、および認定運転者にFSCCを提供する。採用後の継続的な運転者記録審査（現地規制で認められている場合）、必要なトレーニング、国および／またはフランチャイズレベルで規定されたその他の介入など、関連する要件を彼らに伝える。

5.6 高リスク運転者の分類

5.6.1 リーダーシップ、従業員、候補者は、J&Jが自動車運転記録を確認することに留意する（現地の規制で認められている場合）。この確認では、重大な運転イベントを確認し、高リスクの運転者を指定する。

5.6.1.1 アルコール及び／または薬物関連の運転違反（薬物の影響がある状態や酒気帯び運転、酒酔い運転、検査拒否を含む）。

5.6.1.2 携帯電話やその他の電子機器（ハンドヘルドまたはハンズフリー）で入力中や会話中の事故への関与。

5.6.1.3 運転者がスピード違反等の危険行為をしたことによる運転免許の停止または取消し。

5.6.1.4 事故現場を離れたこと またはひき逃げ（この定義については地域の法律による）。

5.6.1.5 死者が出た事故で過失があるとみなされること（この定義については地域の法律による）。

5.6.1.6 過去3年以内の運転中に3回以上の違反または事故の組み合わせ、あるいは過去6ヵ月以内に2回以上の違反または事故の組み合わせ。

5.6.2 従業員には、雇用後の継続的な運転記録の確認など、業務上の運転に関連する要件を通知する（現地の規制で認められている場合）。

5.6.3 高リスク運転者の基準を満たしている場合、及び／または重大な運転イベントを起こしたことがある場合は、以下のことを認識する。

5.6.3.1 高リスク運転者に指定されると、ラインマネージャー、人事、各国のSAFE FLEETチームのメンバー、または安全運転サービスのサプライヤー（例：CEPA）から正式に通知される。

5.6.3.2 是正措置の要件とコンプライアンス違反をした場合の結果を通知する。

5.6.3.3 フォローアップ措置 について、上司及び／または人事担当者、あるいは現地のSAFE FLEETチームメンバーと話し合いの上合意し文書に記録する。最初の通知から30～60日以内に是正措置を完了することが期待される。

5.6.3.4 その後12ヶ月以内に違反がなく、必要なフォローアップ措置を完了すると、高リスク運転者の指定は解除される。

5.6.3.5 飲酒または麻薬を使用後その影響がある間に運転し、止められた場合は、法律で義務付けられている血中アルコール濃度検査に従うこと。

5.6.3.6 酒気帯び運転の出頭通告を受け取った場合、追加評価が完了するまで、社有車の運転は直ちに停止する。一部の国では、評価は従業員支援プログラム専門家及び職業保健看護師が実施する。

5.6.4 運転免許証が失効または一時停止した場合は、免許証が復活するまで、またさらなる審査を受けて運転が許可されるまで、フリート車両またはレンタカーの利用ができない。

5.6.5 飲酒または薬物使用による運転上のインシデント（逮捕または出頭通告）を起こした場合、初回でも従業員解雇は可能であり、2回目のインシデント（逮捕または出頭通告）では必須となる。

5.6.6 飲酒または薬物使用による運転上のインシデントを起こしリスクが高いと判断されたその他の認定運転者は、J&Jの要件及び現地の法律に従って、一時的または永久的に車両運転資格を失う可能性がある。

5.6.7 EHS&S 465.車両安全、又はそれを補足する関連テクニカル基準に違反した場合、解雇を含む懲戒処分の対象となることがある。

5.7 電気自動車の二輪車の充電の安全性

5.7.1 感電の危険性があるため、損傷の兆候があるEV充電器は使用しないこと。

5.7.2 電源タップ、延長コード、マルチプラグアダプタは使用しないこと。

5.7.3 室内での充電中は電動自転車デバイスを放置しないこと。

5.7.4 リチウムイオン電池をリサイクルボックスやゴミ箱に入れないこと。

5.7.5 EVや電動二輪車の充電については、必ずメーカーのガイドラインに従うこと。

5.7.6 レベル1のEV充電器のプラグは、充電装置のアンペア数に対応するように設計されたコンセントに差し込むこと。

5.7.7 すべてのEV充電器は、資格を有する電気技師によって設置されなければならない。

5.7.8 リチウムイオンバッテリーは可燃性のものから離して保管し、適切に廃棄すること。

5.7.9 すべての充電部品は子供やペットの手の届かないところに保管し、充電ケーブルを適切に保管すること。

6.0 添付ファイル

6.1 付録1：運転者に対する車両安全基準の適用および車両カテゴリー

運転者及び車両カテゴリー	適用される国際フリート安全基準の要素
1. J&Jまたはその系列会社の従業員で、社有車、レンタル車、リース車を運転／同乗する者。	すべて該当
2. J&Jおよびその系列会社の従業員で、会社業務で私有車を職務に「欠かせない部分」として運転し*、さらにJ&J系列会社から金銭的補償を受け取る者。 ***職務に「欠かせない部分」とは、特定の車両を使用して業務で年間走行距離の10%以上と定義される。** この会社手当は以下の形態を取ることができる： - 総合的補償パッケージまたはボーナス制度 - 自家用車購入のための別の自動車手当 - 車両保守費、保険料および車両の維持に関連するその他の料金など（ただしこれに限定されない）、燃料以外の車両諸費用の清算 - 一括払いでの走行手当 - コミッション 職場への往復の通勤は、一般的に業務の走行距離とみなされない（各国の法律／要件を参照）。	すべての基準が適用される
3. J&Jまたはその系列会社の従業員で、会社業務において私有車を総走行距離の10%以下運転しているが、車両手当を受け取っている者（上記セクション#2に概説されるとおり） この場合、運転が職務に欠かせない部分とみなされていないが、会社は車の所有にかかる総費用を補助する。	465.TEC.02 フリート安全行動規範 (FSCC)
4. J&Jおよびその系列会社の従業員で、レンタル費用を負担する正規手当をその従業員が受け取る、長期レンタル車両を割り当てられ運転する者。	すべての基準が適用される
5. J&Jおよびその系列会社のためだけに業務を委託され（小売業者、フィールドセールス／サービス請負業者など）、J&Jの社有車またはリース車を運転することをJ&Jが許可し、J&Jのマネージャーが直接監督する者。	465.TEC.02 フリート安全行動規範 (FSCC)

6. 会社業務でレンタカーを運転するJ&J及びその系列会社の全従業員。	465.TEC.02 フリート安全行動規範 (FSCC)
7. J&Jまたはその系列会社が使用している、あるいはJ&Jまたはその系列会社と契約している、タクシーもしくはその他の運転者サービスなど外部の陸上輸送サービスの供給業者（従業員の会社施設への送迎の実施など）。 J&Jの現地系列会社は、該当する基準が要件としてサービス提供者契約で言及されていることを確認しなければならない。	465.TEC.04 Preferred External Ground Transportation Service Suppliers
8. 会社の敷地内あるいは不定期に敷地外、または会社の業務を遂行するために定期的に使用される通常2人以上が運転する社有車またはリースされている電動の施設／工場共有車両の認定運転者。	すべての基準が適用される
9. 指定された運転者が従業員を会社の施設まで送迎するのに使用する社有車またはリース車／バン。	すべての基準が適用される
10. 従業員以外の社有車またはリース車の認定運転者（配偶者あるいは家庭内パートナー、J&J従業員を含む3名を超えない対象家族）。 それぞれのJ&J系列会社の裁量において、また会社および／または国レベルで概説されている正式な認定プロセスに基づき、従業員以外の個人が個人使用／非業務関連の使用に社有車あるいはリース車を運転することが認められる場合がある。	465.TEC.02 フリート安全行動規範 (FSCC) 465. 車両安全 — 新規採用者および認定運転者の適格性 事故および負傷報告。認定運転者に起因するあらゆる事故または負傷は、J&Jの運転者のもとで報告しなければならない。 注：運営会社は、社有車またはリース車を運転することが認められている有資格の従業員家族向けに、車両の個人使用方針を策定しなければならない。車両1台につき従業員を含め3名までの運転が許可される。本方針では、副次的リスクを最小限に抑えるため、認定運転者になる資格を有する者を定め、運転者トレーニング要件の概要を示さなければならない。さらに本方針では、車両使用による損失の可能性を含め、重大運転イベント（高リスク運転者カテゴリーに該当する）に関与した認定運転者にも対処しなければならない。

11. 販売業者、その販売業者または契約代理店が所有あるいはリースする車両を運転する外部委託の営業／サービス担当者もしくはその他の契約グループ（たとえば米国ではQuintiles、UAEではModern Pharmaceuticalなど）。	J&Jおよびその系列会社を代表する運転者には、J&Jのフリート安全携帯電話と電子デバイスおよび自動車の運転基準を知らせなければならない。高リスク運転者を特定し、改善措置を定める実施計画書を作成しなければならない。これらの基準の施行は、販売業者または契約代理店の経営陣の責任である。 J&Jのフリート安全基準は、契約言語の一部として含まれていない限り、強制力を持たない。J&J系列会社は、契約上の合意の範囲内で当社のフリート安全基準または同様の基準を採用するよう販売業者および請負業者に促すことにより、世界的な交通安全に大きく貢献することができる。少なくとも、販売業者、外部委託の営業／サービス担当者、またはその他の契約グループは、運転者が現地、州、および国のすべての交通規制を遵守しており、自社の方針に従っていることを確認しなければならない。 当社は、販売業者および輸送サービスのその他の供給業者が道路交通安全（RTS）管理システムを強化するためISO 39001規格を採用することを支援し、奨励する。

*** END OF DOCUMENT ***

7.0 改訂履歴

Issue Number	Review Date	Author	Description of Change
4	Nov 2020	G. Kardos	TruVault Format
5	Nov 2021	G. Kardos	Added additional guidance in Vehicle Journey and Fatigue Management
6	April 2023	G. Kardos	Expanded Journey and Fatigue Management guidance.
7	April 2024	R. Mustra	Added New Hire & Authorized Driver/Rider Eligibility Criteria. Disciplinary action related to vehicle safety feature disabling.